

# 春日井市予防接種事故災害補償要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、法定外の予防接種で、市の行政措置として実施するものに係る事故の災害補償について、必要な事項を定めるものとする。

## (補償の対象)

第2条 市は、次条に定める予防接種を受けた者が死亡し、又は障害（予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)別表第2に規定する障害に限る。以下同じ。）が発生した場合は、当該予防接種を受けた者（死亡の場合は、その者の法定相続人。以下「補償対象者」という。）に対し、第4条に定める補償を行うものとする。

## (対象とする予防接種)

第3条 補償の対象とする予防接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に定める予防接種以外の予防接種で、市の行政措置として実施するもの（ツベルクリンを除く。）とする。

2 市が他の市町村に委託契約に基づき委託して行う予防接種は、補償の対象とする。

3 市が他の市町村から委託契約に基づき委託を受けて行う予防接種は、補償の対象としない。

## (補償基準及び補償金額)

第4条 市は、次の基準及び金額に基づき補償を行う。

### (1) 補償基準

ア 補償対象者の事故を発見した日から180日以内に死亡し、又は予防接種法施行令別表第2に定める障害を被った場合。

イ 補償対象者の事故を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

### (2) 補償金額

ア 死亡の場合 死亡補償金 46,700,000円

イ 障害の場合 障害補償金

予防接種法施行令別表第2の障害等級1級の場合 46,700,000円

予防接種法施行令別表第2の障害等級2級の場合 31,096,000円

予防接種法施行令別表第2の障害等級3級の場合 23,739,000円

ただし、死亡補償金と障害補償金を重複して給付しない。

(損害賠償の免責)

第5条 市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

第6条 この要綱に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、平成23年5月18日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

2 改正後の春日井市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成24年5月14日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月29日から施行する。

2 改正後の春日井市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成25年10月29日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 26 年 6 月 18 日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に補償すべき事由を発見した災害補償から適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に補償すべき事由を発見した災害補償について適用する。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに発見した補償すべき事由に係

る災害補償については、改正前の第4条中「44,000,000円」とあるのは「44,200,000円」と、「29,299,000円」とあるのは「29,431,000円」と、「22,367,000円」とあるのは「22,468,000円」とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年4月1日以後に補償すべき事由を発見した災害補償について適用し、同日前に補償すべき事由を発見した災害補償については、なお従前の例による。